

歴史まちづくり法について

国土交通省 都市局公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室
歴史文化係長 植田 寛
E-mail: ueta-h2rc@mlit.go.jp
03-5253-8954(直通)

目次

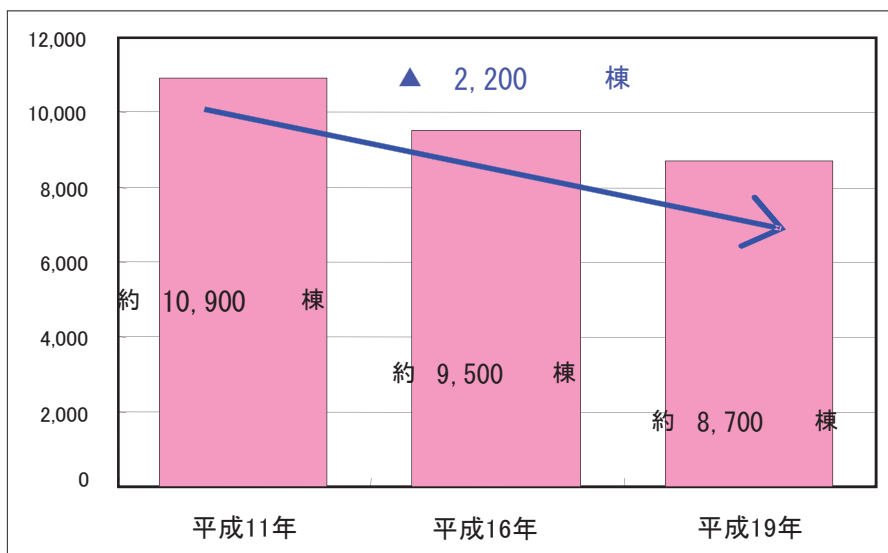
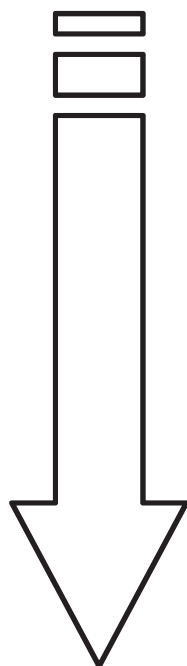
1. 歴史まちづくり法とは
2. 歴史的風致維持向上計画認定都市への支援措置
3. 歴史まちづくりの取組状況と効果

1. 歴史まちづくり法とは

(正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)

歴史的まちなみが失われる現状

- 我が国には、城郭や神社仏閣等の**文化財**及び**文化財指定を受けていないものの歴史的な価値を有する建造物**とが相まって、歴史的なまちなみが形成されている地域が全国に存在している。
- こうした地域において、工芸品の製造販売や祭礼行事などが行われ、歴史的なまちなみと一体となって、風情、情緒、たたずまいのある良好な市街地の環境が形成されている。



金沢市のまちなかの例

8年間に、約2,200棟(全体の約20%)の歴史的な建造物が失われている。※出典:金沢市資産税課(H19)

文化財指定されていない歴史的建造物については、維持管理に多くの費用がかかること、所有者の高齢化等を背景に滅失が進んでおり、**良好な歴史的まちなみが失われつつある。**



(例)まちなみの連続性が損なわれている様子

古都保存法の目的・体系

■ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)(1966年制定)

(古都:京都市、奈良市、鎌倉市、天理市、橿原市、桜井市、斑鳩町、明日香村、逗子市、大津市の10都市)

- ・この法律は、わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もって国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与することを目的とする。(法第1条)

古都保存法の体系

歴史的風土保存区域の指定 (国土交通大臣) ※関係省庁協議が必要

【2017年3月31日現在: 32地区、22,487ha】

- ・建築物の建築、宅地の造成等について届出・勧告制による規制

歴史的風土保存計画の決定 (国土交通大臣) ※関係省庁協議が必要

- ・歴史的風土保存区域について、行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項等を記載

保存区域のうち枢要部分について

歴史的風土特別保存地区の都市計画決定 (府県・政令市)

【平成29年3月31日現在: 60地区、8,832ha】

- ・建築物の建築、宅地の造成等について許可制による規制
- ・規制に対する損失補償として土地を買入れる仕組みを導入

古都保存事業 (社会資本整備総合交付金) 税制措置

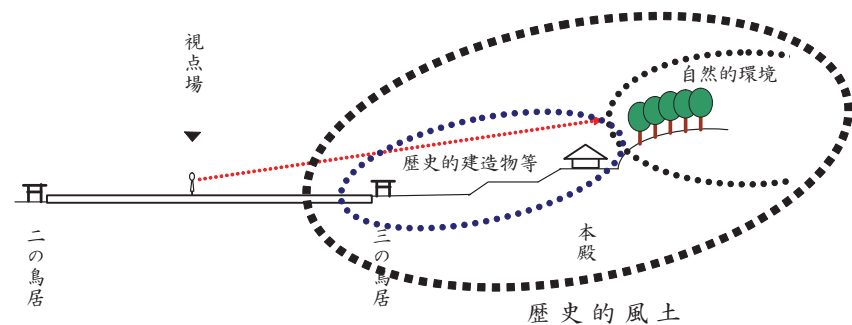
- ・土地の買入れ(国費率7/10)
- ・損失補償(国費率7/10)
- ・施設の整備(国費率1/2)
- ・景観阻害物件の除却(国費率1/2)
- ・土地の買入れに際し、譲渡所得2,000万円控除
- ・行為制限の内容を踏まえて相続税を評価減(林地の場合更に3割評価減)



鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存区域



鶴岡八幡宮



歴史的風土の概念図
(歴史的風土審議会資料(1997年12月)より作図)

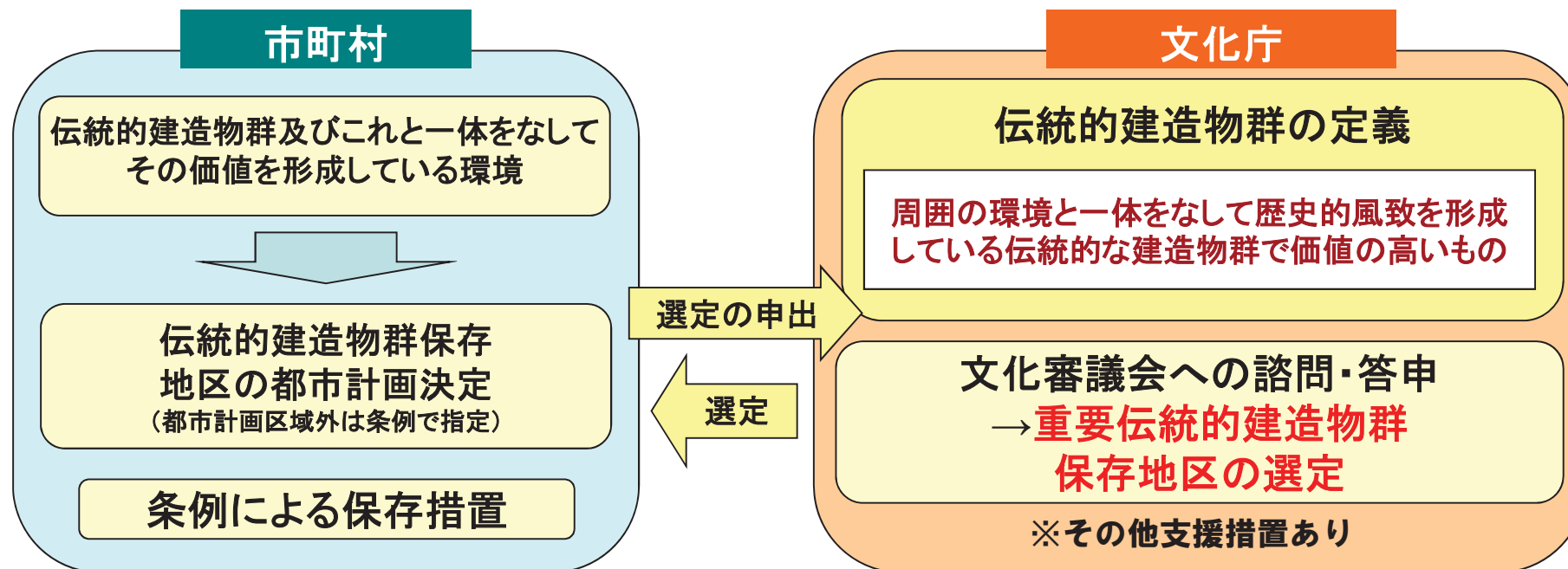
伝統的建造物群保存地区(S50)

○歴史的な町並みの景観保全については、「伝統的建造物群保存地区」の制度を創設。

- 「**伝統的建造物群**」・・・周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの。
- 「**伝統的建造物群保存地区**」・・・伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、市町村が定める地区のこと。さらに、我が国にとってその価値が特に高いものを、「**重要伝統的建造物群保存地区**」として選定することができる。（令和2年12月23日現在、101市町村で123地区を選定）



【恵那市岩村町本通り】



歴史まちづくり法制定の経緯

国土交通省、文化庁の審議会での方向性が一致

まちづくり行政(国土交通省・農林水産省)

社会資本整備審議会で「古都保存行政の理念の全国展開」を提言



文化財行政(文化庁)

文化審議会で「文化財と周辺環境を一体として捉え、保存・活用すること」を提言

社会資本整備審議会答申 今後の古都保存のあり方はいかにあるべきか(平成20年2月)

古都に限らず、優れた歴史的な風土を今に伝える歴史都市は多数存在する

※京都市、奈良市、鎌倉市など政令で指定する10都市

国は、現存する歴史的風致の保存・継承、及び消失するおそれのある歴史的風致の再生を図るまちづくりを積極的に推進するため、新たな支援措置または既存制度の特例措置を講ずる制度の枠組みを構築すべきである。

文化審議会文化財分科会企画調査会報告書(平成19年10月)

地域の文化財を周辺環境も含めて総合的に把握し、保存・活用する地方公共団体が中心となった取組を、国が支援する具体的な仕組みが必要である。

歴史まちづくり法の概要

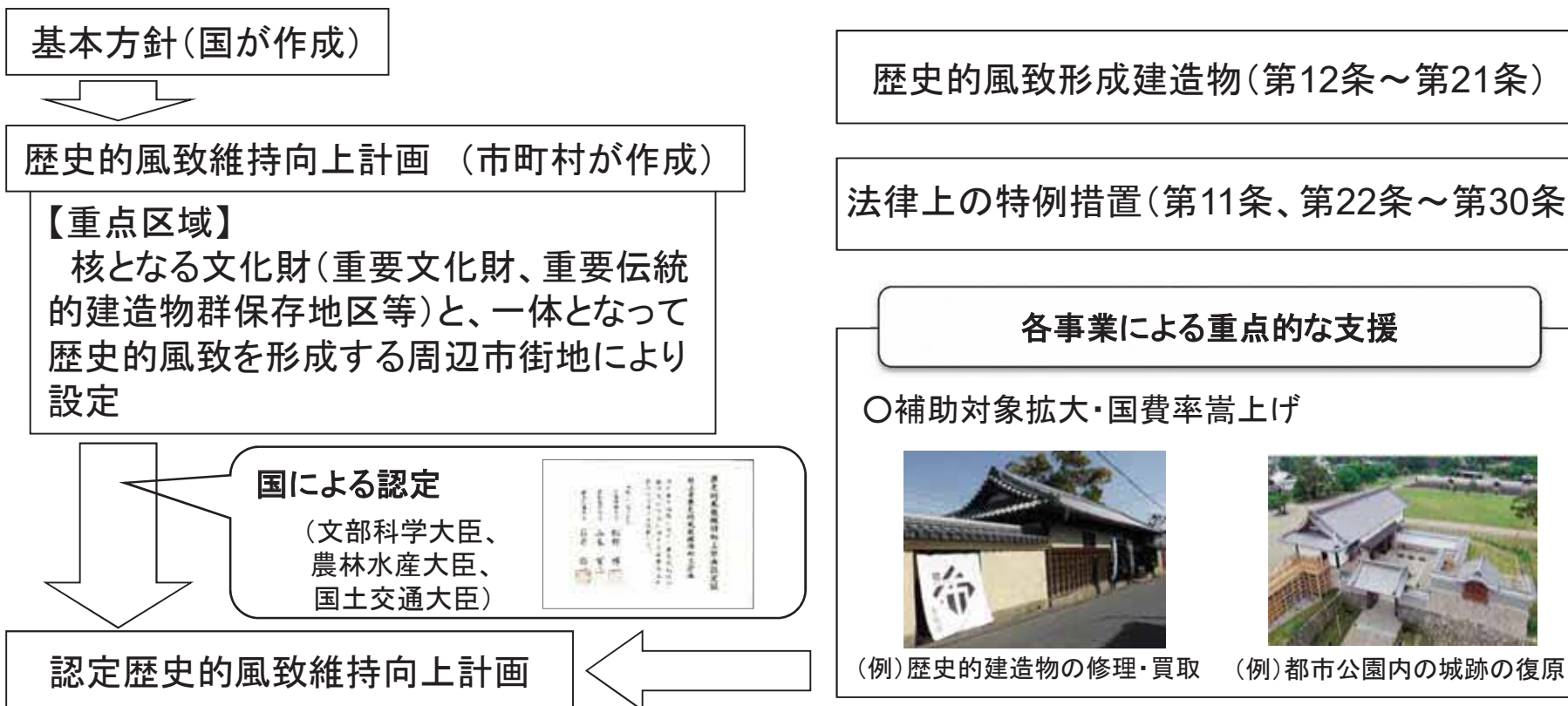
「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(H20.5.23全会一致で成立、同年11.4施行)

【法の目的】

歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与

【歴史的風致】

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境



基本方針(国が作成)

歴史的風致維持向上計画 (市町村が作成)

【重点区域】
核となる文化財(重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区等)と、一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地により設定

国による認定
(文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣)



認定歴史的風致維持向上計画

歴史的風致形成建造物(第12条～第21条)

法律上の特例措置(第11条、第22条～第30条)

各事業による重点的な支援

○補助対象拡大・国費率嵩上げ



(例)歴史的建造物の修理・買取



(例)都市公園内の城跡の復原

「歴史的風致」とは

○法律における定義（歴史まちづくり法第1条）

「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」

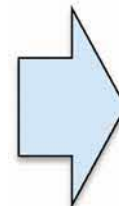
歴史的風致

1. 地域におけるその固有の歴史
及び伝統を反映した「人々の
活動」＝人々の営み



2. その活動が行われる「歴史上
価値の高い建造物及びその
周辺の市街地」

一体となって形成された良好な市街地の環境



三町重要伝統的建造物群保存地区と高山祭（岐阜県高山市）

歴史的風致の設定事例

■ 生業に関する歴史的風致

旧東海道を挟んで建つ2軒の老舗が伝統製法により製造する豆味噌の香りとともに、蔵造りのまちなみ景観が、風情を漂わせています。（愛知県岡崎市）



旧東海道の街並み



味噌蔵での石積み

■ 人々の生活に関する歴史的風致

富士山の伏流水が市内河川へ湧き、その川の水を利用する人々の暮らしがカワバタでは営まれ、年中行事の開催や交流の場としても賑わいをみせています。（静岡県三島市）



川の中の散策路



灯籠流し

■ 顕彰活動に関する歴史的風致

不朽の防災教材とも言われる「稲むらの火」には、浜口梧陵による津波からの村民救出劇が描かれています。梧陵が築いた堤防などを舞台として、梧陵の顕彰活動や防災の重要性が継承されています。（和歌山県広川町）



梧陵が築いた広村堤防



津浪祭で行われる避難訓練

■ 人々の娯楽に関する歴史的風致

藩主徳川齊昭により造園され、梅の名所として名高い偕楽園では、明治中期より観梅の催しが始められ、梅祭りとして市を代表する伝統行事となっています（茨城県水戸市）



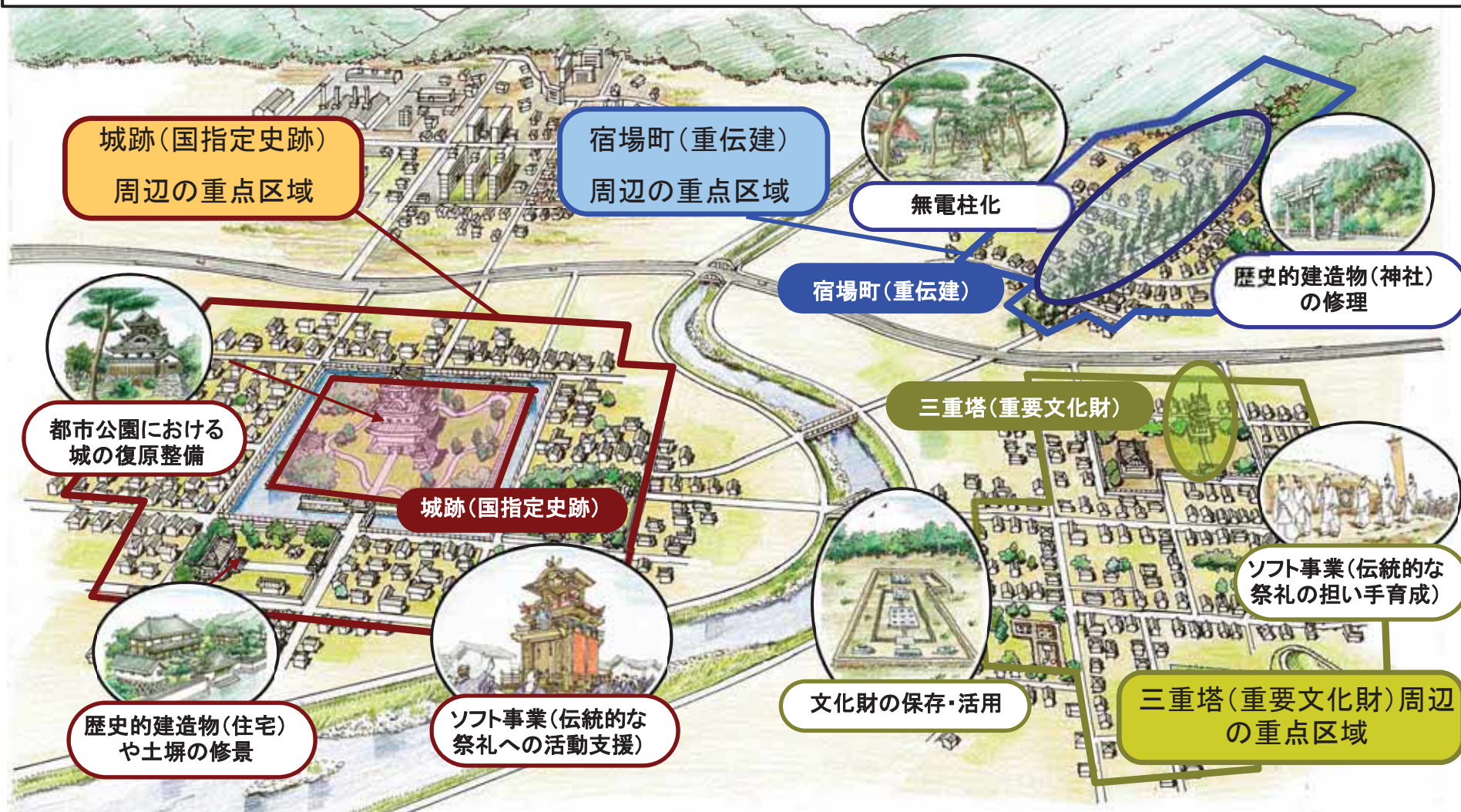
偕楽園の梅林



梅祭り

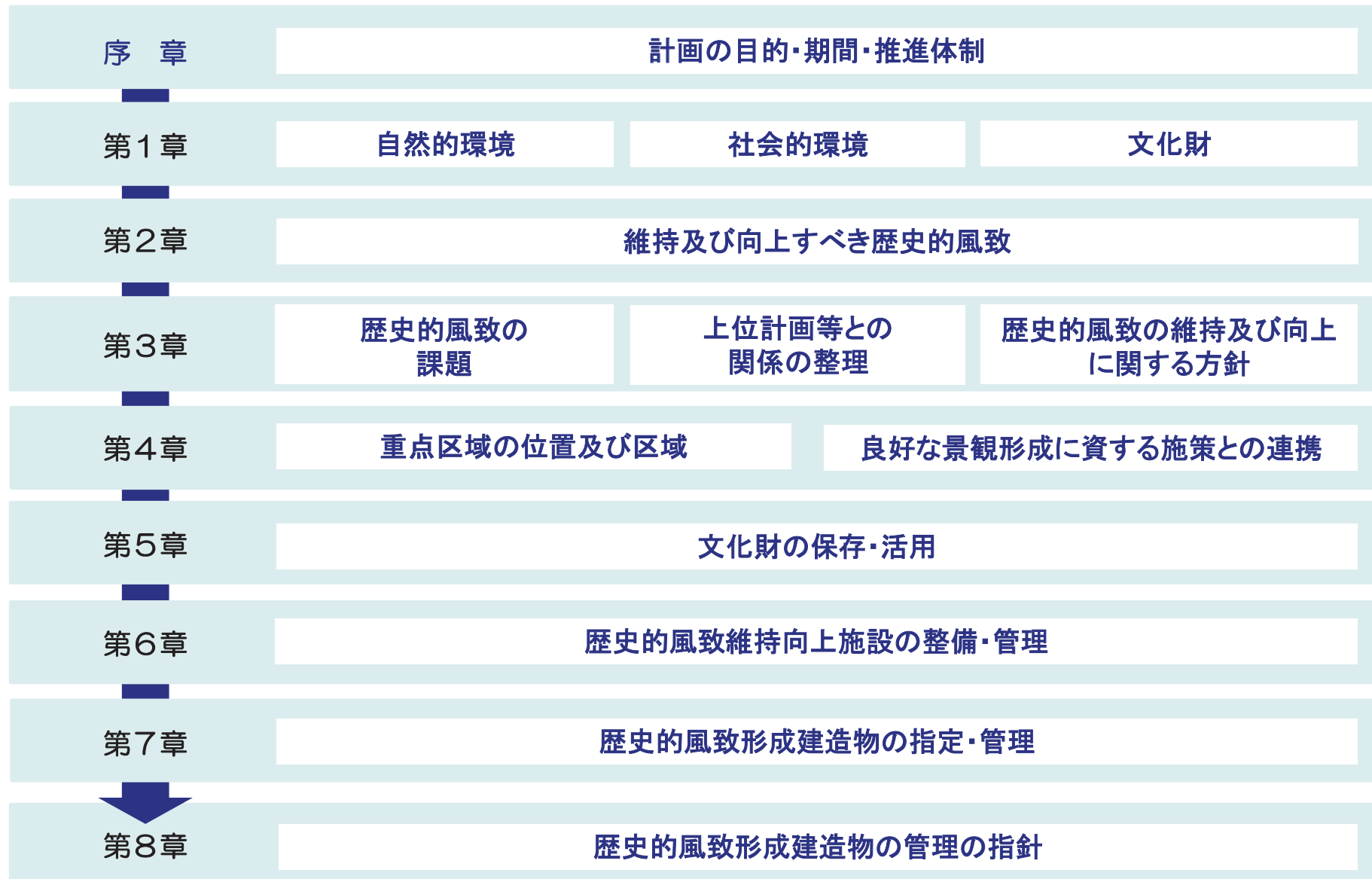
歴史まちづくり計画のイメージ

- 歴史・文化を活かしたまちづくりを進めるため、核となる国指定文化財とそれと一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地を重点区域に設定。
- 景観施策とも連携しながら、計画期間(概ね5~10年)中のハード・ソフト両面の取組を位置付け。



歴史的風致維持向上計画の骨子

歴史的風致維持向上計画の構成(イメージ)



重点区域の設定

- 市町村が計画を作成するに当たり、重点区域は必ず設定する必要がある
- 重点区域とは、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な区域であり、法律上の要件がある。

重点区域の要件

- 次のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。
 - ・文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地
 - ・文化財保護法の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区内の土地
- 当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域であること。

重点区域の核としての文化財



重要伝統的建造物群保存地区
(吹屋:高梁市)



特別史跡(太宰府跡:太宰府市)

86都市123区域
R3.3時点



重要文化財
(弘前城:弘前市)



名勝(南湖公園:白河市)

第4章 重点区域の設定の例②（佐賀県基山町）

きやまちょう

- 基山と特別史跡基肆城跡を基点に、基山町の歴史的風致が重なり合う区域を設定。
- この区域では、わかりやすく形を残した歴史的建造物がなかったが、建造物跡と、これまで継承されてきた地域の伝統行事など、面的に広がる風致を細かく拾いあげ、繋げることにより地理的にも歴史的にも広く設定されている。
- 町を南北に通る基山登山道から、東西に渡る大興善寺のつつじまつりといった歴史的風致の活動場所を繋ぎ合わせるにより、広域ななかでも重要な箇所を捉えて設定されている。



基山



基肆城跡(石碑)



登山の様子

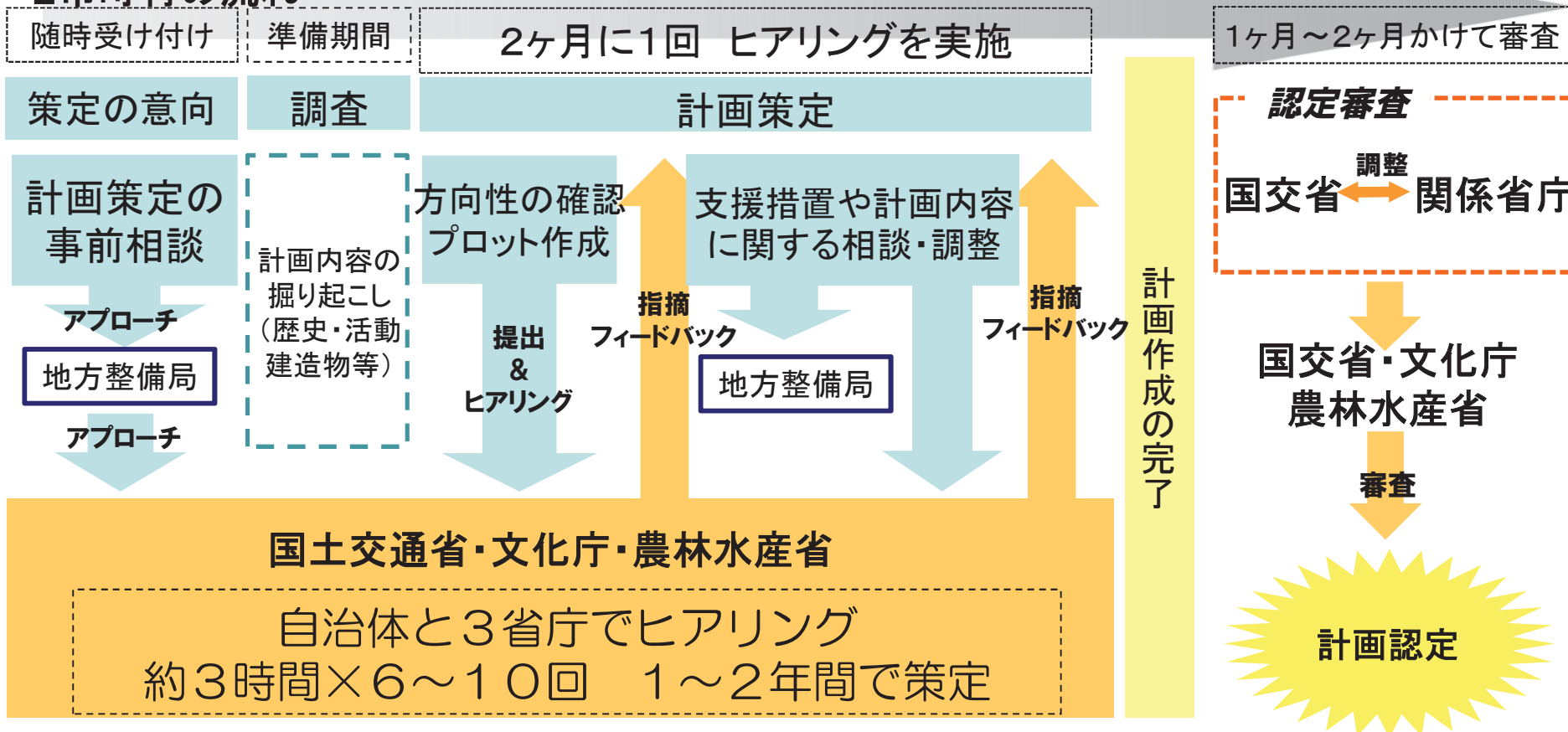


つつじまつり (大興善寺にみる歴史的風致)

歴史的風致維持向上計画の認定の流れ

○歴まち計画の認定においては、計画策定の過程で国土交通省・文化庁・農林水産省の3省庁によるヒアリングを実施し、自治体からの相談に対する助言や、計画策定に係る様々なアドバイスをを行っています。

■市町村の流れ



認定された計画においては重点的な支援措置が利用可能になります

2. 歴史的風致維持向上計画 認定都市への支援措置

社会資本整備総合交付金

①街なみ環境整備事業

- 公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援
- 歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原も補助対象

②都市公園事業

- 地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援
- 古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものも補助対象

③都市再生整備計画事業

- 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- 交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、土塁・堀跡の整備も補助対象

④景観改善推進事業

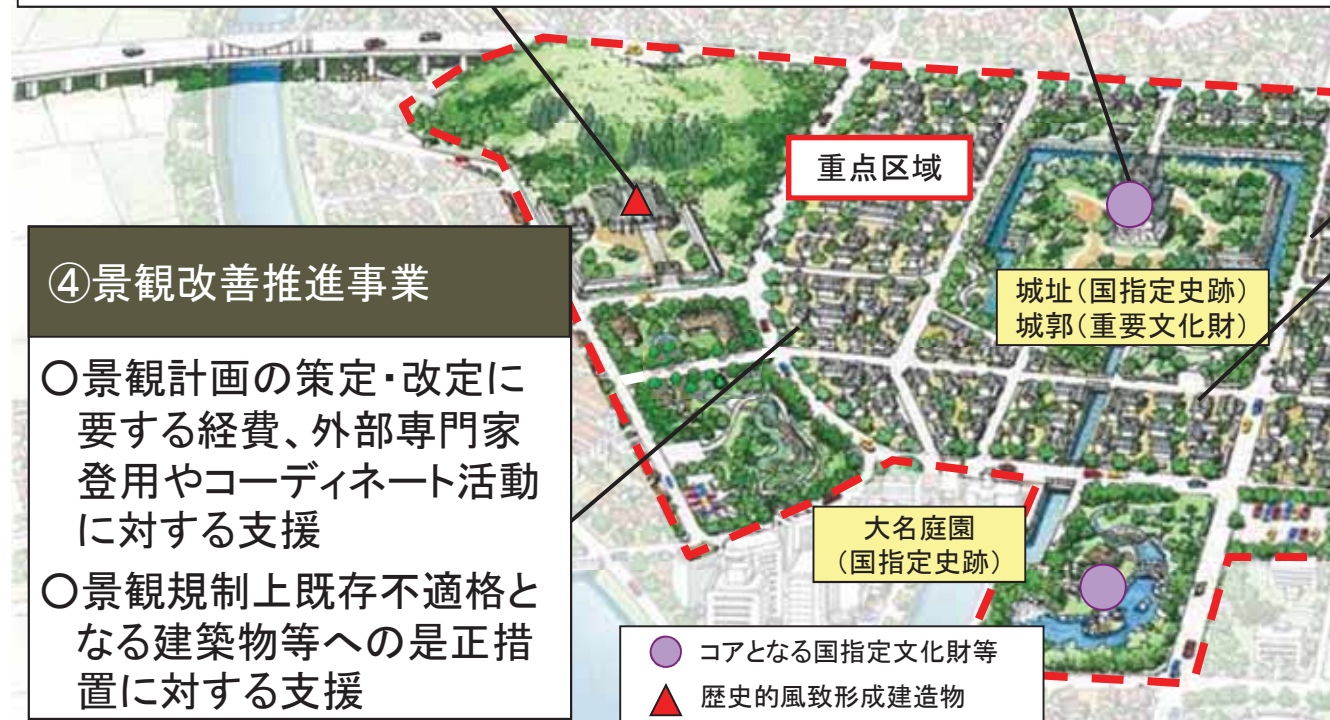
- 景観計画の策定・改定に要する経費、外部専門家登用やコーディネート活動に対する支援
- 景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援

⑤歴史的観光資源高質化支援事業

- 歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却が補助対象

⑥Living History(生きた歴史体感プログラム)事業

- 文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものとするための取組を支援
- 補助率5%加算



※下線部は、歴史的風致維持向上計画の認定都市を対象とした措置

①社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)による支援

○住環境の整備改善を必要とする区域において、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等、住環境の整備改善を行う地方公共団体等を支援。

○歴史的風致維持向上計画の認定都市では、歴史的風致形成建造物の修理、買取り、移設、復原が支援対象を追加(国費率:市町村等1/2、民間事業者等1/3(間接補助))

※間接補助の場合は、10年以上の一般公開を行うことが条件となる。

広島県竹原市においては、江戸末期に建てられた酒蔵(藤井酒造)を歴史的風致形成建造物に指定し、保存修理を実施した。

※藤井酒造は、竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区に隣接



修理前



修理後

②社会資本整備総合交付金(都市公園等事業)による支援

- 地域の歴史・文化遺産を保全・活用したまちづくりを推進するため、地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援。
- 歴史的風致維持向上計画の認定都市では、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものを支援対象に追加(国費率:1/2)

石川県金沢市においては、石川門の保存修理、河北門と橋爪門の復原により、明治期に焼失して以来134年ぶりに金沢城三御門が往事の姿を取り戻している。
 また、令和2年7月に黒い海鼠漆喰なまこじっくいが特徴の鼠多門・鼠多門橋が復原整備された。



金沢城公園



令和2年7月に復原された鼠多門・鼠多門橋

④景観改善推進事業による支援

○地域住民がそのまちに誇りや愛着を持てる住みよい環境を整備するとともに、多数の観光客が来訪するような魅力あるまちづくりを推進するためには、歴史的な街並みや自然景観など、地域の個性や特性を活かした「地域の顔」となる景観形成を図ることが重要。

○地域に合った景観計画の策定や、具体の景観改善を支援することにより、魅力ある景観が各地で形成され、観光振興や地域活性化に資する。

支援内容

【対象事業】

- (1) 景観計画策定・改定に要する経費
- (2) 景観計画策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費
- (3) 景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費

【補助率】

- 上記(1)、(2)
- | | |
|-----------------|-----|
| 事業主体がa. に該当する場合 | 1/2 |
| 事業主体がb. に該当する場合 | 1/3 |
- 上記(3)
- | | |
|--------------------|-----|
| 事業主体がa.及びb.に該当する場合 | 1/3 |
|--------------------|-----|

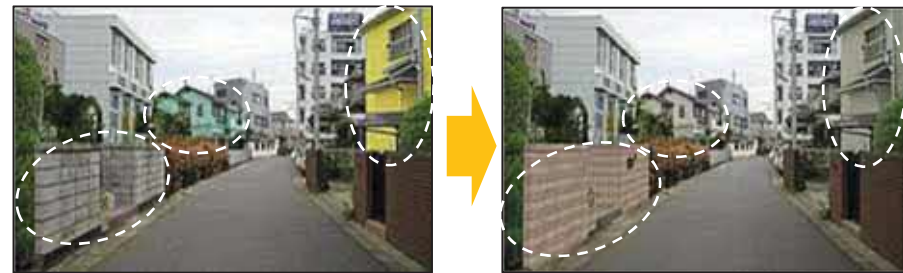
【事業主体】

以下のいずれかの要件を満たす市区町村

a. 立地適正化計画策定または策定に向けた具体的取組を公表している市区町村

b. 景観に関連のある計画等を定めている市区町村
(a.を除く) ※景観に関連のある計画等

- ・古都保存法に基づく歴史的風土保存計画
- ・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画
- ・文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区
- ・観光圏整備法に基づく観光圏整備計画
- ・棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画



景観規制により既存不適格となった建築物の外観の塗り替え（イメージ）

⑤ 歴史的観光資源高質化支援事業による支援

○歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却を実施し、観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的なまちなみ全体の質を向上させる。

歴史的観光資源高質化支援事業

◇補助内容

歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却

◇補助事業者：地方公共団体※、民間事業者等

◇補助率：1 / 3

※観光庁が指定する地域かつ歴史的風致維持向上計画認定都市において実施されるものが対象



歴史的なまちなみを阻害する建築物の外観を美装化



歴史的建造物への視線を遮る景観阻害物件を除却

【美装化・除却（イメージ）】

⑥ Living History(生きた歴史体感プログラム)事業

- 文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものとするための取組(LivingHistory)を支援することなどにより、文化財の活用による地域活性化の好循環を創出する。
- 訪日外国人観光客が多く見込まれる日本遺産や世界文化遺産などにおいて、地域全体で魅力向上につながる一体的な整備や美観向上、公開活用のためのコンテンツの作成などを行うことで、観光拠点としての更なる磨き上げを図る。

支援内容

◇補助内容

①Living History(生きた歴史体感プログラム)促進事業

文化財建造物や史跡等を訪れた人が、歴史的背景に基づいて往時を体験・体感できるような復元行事や展示・体験事業などの取組を支援

②観光拠点整備事業

日本遺産、世界文化遺産などの外国人観光客が見込まれる地域で、魅力向上につながる一体的な整備や美観向上、公開活用のためのコンテンツ作成などを支援

◇補助事業者： 地方公共団体、協議会、所有者等

◇補助率： 1/2 (条件に応じ2/3を上限)

※歴史的風致維持向上計画認定都市は補助率5%加算

※観光庁が指定する特定観光地等において実施されるもの

事業の詳細はこちら👉(文化庁HP)

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/index.html>

【事業イメージ】



絵図に基づいた大名行列



梅花の宴再現



建造物の美観向上

歴史まちづくり関連税制

○歴史的風致を維持・向上し、歴史・文化を活かしたまちづくりを推進するため、税制の特例措置を講ずるもの。

所得税・法人税等

- ・歴まち計画に定められた重点区域におけるポケットパーク、水路等の公共・公用施設の整備に関する事業の用に供する土地等を、個人・法人が地方公共団体又は歴史的風致維持向上支援法人に譲渡する場合、譲渡所得等について**1,500万円控除**



相続税

- ・歴史的風致形成建造物である家屋及びその敷地について、**3割評価減**

イメージ



法令上の特例措置（権限委譲・規制緩和等）

権限委譲

- 法に基づく事務や権限等を、認定都市や歴史的風致維持向上支援法人に委譲するもの
- ・土地改良施設である農業用排水路の管理【都道府県→歴史的風致維持向上支援法人】
 - ・文化財保護法に係る一部の事務【国（文化庁）→認定都市】
 - ・歴史的風致の維持向上に寄与する都道府県管理の都市公園の管理【都道府県→認定都市】
 - ・特別緑地保全地区における行為制限に関する事務【都道府県→認定都市】
 - ・屋外広告物法に基づく条例の制定【都道府県→認定都市】

規制緩和等

- 計画に基づく取組の推進を図るため、法律上の特例措置を講じるもの
- ・農業用排水施設の存する農用地区内における開発行為について、歴史的風致の維持・向上に著しい支障を及ぼす場合には不許可処分。
 - ・計画に位置付けられた路外駐車場を駐車場整備計画に位置付けるとともに、駐車場整備計画に都市公園内の地下駐車場整備に関する事業計画を定める場合、公園管理者の同意を得ることを義務づけ、当該駐車場については都市公園の地下占用を許可
 - ・計画に無電柱化が必要と記載された道路を、電線共同溝を整備すべき道路として指定可能。
 - ・歴史的風致の維持向上に寄与する建築物の復原を目的とする市街化調整区域における開発行為について、許可申請に必要な手続きを簡素化